



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2555 号 2015.7.28 発行

通算 2555 号。最初の打浪さんの記事は必読です。【kobi】

知的障害者への情報提供——わかりやすい情報提供の実現に向けて

打浪文字 / 障害学

シノドスジャーナル 2015 年 7 月 28 日

知的障害者への情報提供の必要性

区役所・病院・銀行・法律関係などで手続きをする際、書類や説明のわかりにくさに頭を悩ませた経験はないでしょうか。また、何かの会議や話し合いに参加する時、資料が外国語や専門用語だらけだったらどうでしょうか。そんな場面に遭遇した時、「誰か、わかるように説明してください」と言いたくなるでしょう。

知的障害者は日常生活において、そのような言葉の難しさと、その場からの疎外を常々感じています。情報認知や理解、意思疎通やコミュニケーションに難しさを抱える知的障害者にとって、一般的な文章表現や表記はわかりやすいものではありません。

しかし、それは単に文章や内容が難しいからなのでしょう。私たちでも難しさを感じる例を冒頭に出したように、大抵の場合は「読み手に適したかたち」になっていないことがほとんどです。これまで、知的障害者がさまざまな情報に「直接」アクセスすることは、日本の社会においてほとんど想定されてこなかったと言えます。

実際、情報機器を使用する際や日常生活における情報伝達において、知的障害者自身が情報アクセスの主体であるということは、本人にも支援者や家族にも意識されにくい状況にありました。情報伝達やコミュニケーションが難しければ家族や支援者が代読・代筆や意思伝達をすればよいという考えが主流であったからです。

ですが、知的障害者がいつでも家族や支援者から援助を得られる状況にあるわけではありません。また、時には家族や支援者こそが意識的・無意識的に情報伝達やコミュニケーションを妨げてしまう場合もあります。

「自分たちは かんがえても うまくひょうげん することが むずかしい。

どこが 人と ちがうのか あいてに つたえることが むずかしい。

おや まわりの人の つごうで ふりまわされている。

自分たちが どうやって わかりやすい じょうほうを もらい けいけんをし、たっせい いかんを えていくかです。

そのために じょうほうの バリアを なくして ほしい。

それが ごうりてき はいりよ です」(原文ママ)

(土本秋夫 (2011)「バリア(かべ)とおもうこと」『ノーマライゼーション』31(12), 31-33.)

上記の文章は、知的障害のある方によるものです。

時事情報等の公共性の高い情報だけでなく、障害者の生活に具体的に影響のある政治や社会の動き・福祉サービスの变化・個別支援計画や契約書類の詳細・成年後見制度など、知的障害者の生活に必要な情報は多いはずですが。しかし、その人の人生や生活に大きく関わる話題であっても、時に「難しいから」という理由で当事者を飛び越えて説明が行われることもあります。

そうした現状に対して上記のように、知的障害のある本人や支援者からわかりやすい情報提供を求める声が上がりはじめています。

知的障害者に対する情報提供の現状

諸外国には知的障害者に対する情報提供の実践があります。例えば福祉先進国と言われるスウェーデンでは、1960年代後半から、司書や障害者団体によって本を読むことが難しい人々が読めて理解できる文学が必要であることが主張され、「LLブック」（やさしく読める本）の作成が始まりました。（注1）

（注1）原語（スウェーデン語）ではLL-bokと称されます。LLは「読みやすい」ことを意味する単語であるLättlästの略です。日本国内でも「LLブック」と称される本もあります。なおLLは英語圏ではeasy-to-read, plain text, accessible writingなどと表現されます。

さらに、知的障害者や言語的困難を抱える人々の読書活動が推進されており、読みやすさに配慮された『8SIDOR』という代表的な新聞及びウェブサイトもあります（注2）。

（注2）「8SIDOR」は現在では知的障害や発達障害のある読者だけでなく、移民などの言語的な困難を有する人々も読者となっています。

しかし、日本では知的障害者向けのわかりやすい情報提供はそれほど浸透していません。1990年代より、知的障害児・者の親の会である（福）全日本手をつなぐ育成会を中心とした出版社や有志によって、知的障害者が読むことを前提とした生活や権利に関する「わかりやすい」ブックレット等が作成されてきましたが（注3）、この他には国内の実践が少ないのが現状です。

（注3）近畿視覚障害者情報サービス研究協議会 LLブック特別研究グループが、2008年に国内のLLブックをまとめたリストを作成していますが、決して総数は多くありません。

「LLブック・マルチメディア DAISY デイジー資料リスト」

公共性の高い時事情報等に関しても例が少なく、普段から様々な事を知りたいと思っている知的障害者の中には、かつてテレビで放送されていた「週刊こどもニュース」や、字幕にふりがながついて「手話ニュース」などを活用している人もいます（注4）。

（注4）「週刊こどもニュース」は2010年までNHKによって放送されていたものです。また、こうした実態は以下の文献で行った聞き取り調査の結果から記したものです。打浪文子（2014）「知的障害者の社会生活における文字情報との接点と課題—軽度及び中度の当事者への聞き取り調査から—」『社会言語学』14, 103-120.

政府関係の広報においては、わかりやすい資料の作成とウェブサイトへの掲載が少しずつ見られるようになってきましたが、障害者に関連の深い法律の整備や政策提示に関する内容に限られています。

また、各自治体や支援・サービスの提供者が個別に本人向けの支援やサービスに関するわかりやすい資料を作成していることもありますが、社会全体を見た時、未だ知的障害のある人にとってわかりやすい情報提供は普及しているとは言えないのが現状です。

知的障害者への情報提供の実践例

ところで、知的障害者にとってわかりやすい表現とはどのようなもののでしょうか。単にふりがなをつければよいと考える人もいますが、それだけでは文章の内容がわかりやすくなったとは言えません。漢字が読めたとしても言葉の意味自体が難しい場合や、文の構造が複雑で理解しにくい場合などがあるからです（注5）

（注5）6大和大学の藤澤和子教授らによって、知的障害のある人に対してわかりやすい情報提供を行う際のガイドラインが作成されています（文末に付記としてリライトの要点を抜粋します）

ここで、国内での少ない実践の中で、情報提供やコミュニケーションの「わかりやすさ」に配慮のある例をご紹介します。

一つは、「みんなが読める新聞『ステージ』」（注6）というものです。1996年から2014年まで（福）全日本手をつなぐ育成会から発行されていた、新聞の体裁をとる知的障害者向けの季刊誌です。前項で述べたスウェーデンの『8SIDOR』を模して創刊されました。障害のある本人の生活や権利に関わる話題に加え、時事情報・エンターテインメント・スポーツなどのより公共性が高く幅広い話題を総合的に扱っています。

（注6）「ステージ」についての詳細は、以下の文献でまとめています。打浪文子（2014）「知的障害者へ

の『わかりやすい』情報提供に関する検討—『ステージ』の実践と調査を中心に—『社会言語科学』17(1), 85-97.

例えば、以下のニュースをわかりやすく伝えるとしたら、どうなるでしょうか。

一騎打ちとなった市長選は、大阪維新の会代表で前府知事の橋下徹氏（42）が民主、自民両党府連が推す現職の平松邦夫氏（63）に圧勝し、初当選した。府知事選は、維新の会幹事長の松井一郎氏（47）が、民・自両党府連の支援を受けた前大阪府池田市長の倉薫氏（63）、共産推薦の梅田章二氏（61）ら6人を大差で破り初当選。（引用：朝日新聞刊 2011.11.28）

このニュースの内容は、「ステージ」では以下のように伝えられました。

テレビに出ていた

人気の弁護士・橋下徹さんが

大阪市長を決める選挙で

勝ちました。

また、橋下さんの後の

府知事は、橋下さんの仲間の

松井一郎さんに決まりました。

（引用：ステージ ナンバー 60 2012.1.12）

『ステージ』は改行や余白、イラストや写真の配置にも配慮した視覚的なわかりやすさを追究するとともに、当事者の目線から文章のわかりやすさがチェックされています。

知的障害のある人々自身が紙面編集の過程に加わっていたこと、そして2012年度からは知的障害のある本人が編集長を務めていたことから、彼らの知りたい話題や彼らにとってのわかりやすい表現などを反映させることが可能な媒体でしたが、現在は残念ながら休刊となっています。

もう一つ、文書だけでなくコミュニケーション支援を交えた例をご紹介します。

2009年12月より内閣府が中心となって進めてきた「障がい者制度改革推進会議」（注7）では、知的障害を有する委員も会議に参加しました。さまざまな障害を持つ委員が推進会議に参加される中、会議内容をリライトしたわかりやすい資料が用意されました。

さらに、赤・黄・青の三色のカードが用いられました。青は同意します、黄色は話し合いのスピードが速すぎます、赤は理解が難しいです、という意味です。知的障害を有する委員は会議に参加する際、わかりやすい資料と三色のカードを適宜利用しつつ、さまざまな人々と一緒に議論を行いました（注7）

（注7）以下にイエローカードやレッドカード、また実際にわかりやすくされた障害者基本法が掲載されています。DINF「改正障害者基本法<わかりやすい版>」

このように、情報伝達やコミュニケーションにおいて、知的障害者にとってのわかりやすさやその場への参加しやすさに標準を合わせるという「配慮」は、知的障害のある人々の社会への「参加」を保障するための大切な手立てとなるのです。

今後の展望——誰にでもわかる情報提供を目指して

2016年4月から施行される障害者差別解消法では、公的機関（自治体の役所・銀行・病院等）における合理的配慮が義務として位置づけられます。すなわち、そうした場所でわかりやすい情報提供や説明を求めていくことができるようになります。

今後は、知的障害者向けの情報提供のガイドラインのさらなる整備と検証を行い、わかりやすい情報提供とその方法を社会的に広めていくことが課題となるでしょう。

さらに、他の分野と連携することで「誰にでもわかりやすい」という形での情報提供の可能性は広がっていくと考えられます。例えば、日本語を第一言語としない外国にルーツを持つ方々向けの、平易な日本語表現による情報提供である「やさしい日本語」の研究及び実践があります。

「やさしい日本語」は、震災等の非常時の情報提供、各地方自治体のウェブサイトの「やさしい日本語版」（注8）の作成、平易な文章に加えふりがなや動画や辞書機能付きで時事

情報の配信を行っている「NHK NEWS WEB EASY」(注9)など、外国人住民のニーズに対応する形で展開されています。

(注8) 横浜市のホームページ「やさしい日本語版」他に広島市などにも実践があります。

(注9) 「NHK NEWS WEB EASY」は2012年4月から実施されている取り組みです。小・中学生や外国人の方々を対象とし、「やさしい日本語」によるニュースを一日5記事配信しています。

また、2020年開催予定の東京オリンピックでは多くの外国人の方も来日されることでしょう。公共性の高い情報が視覚的・文章的な双方において誰にでもわかりやすいかたちで提供されることは多くの意義が認められるのではないのでしょうか。

情報化社会の進展につれ、今後の社会における情報提供のあり方も変化していくものと思われまふ。災害時等の生存にかかわる情報伝達など、緊急性や公共性の高い情報が誰にでもわかりやすく伝わる必要があることは言うまでもありません。

しかしそれだけでなく、生活全般において自分たちにとってわかりやすいものがあることや、一人一人の人生において重要な意味を持つ情報がわかりやすく伝えられることは、知的障害のある人の自立や自己決定のあり方自体に変容を促すものとなりえます。

一人一人が知りたいことを知ること、選択肢を理解し自分のことを決めること、知識や経験の幅を増やすこと。障害のない私たちにとって当たり前のことを、知的障害のある人々にとっても当たり前に保障していくべきではないのでしょうか。わかりやすい情報提供はそれらに資するものであり、そして誰もが暮らしやすい社会を作るために社会全体で共有し促進していくべきものです。

付記 「わかりやすい情報提供のガイドライン」

【具体的に書く】

○難しいことばは使わない。常とう語(ある場面にいつもきまって使われることば)を除いて、漢字が4つ以上連なることばや抽象的な概念のことばは避ける。

○具体的な情報を入れる。

○新しい情報を伝えるときには、背景や前提について説明する。

○必要のない情報や表現はできるだけ削除する。

○一般的にはあたりまえのことと思われても、当事者にとって重要で必要だと考えられる情報は入れる。

【複雑な表現を避ける】

○比喩や暗喩、擬人法は使わない。

○二重否定は使わない。

○それぞれの文章に重複した「のりしろ」を付ける(指示語を多用せず、あえて二度書く)。

○名称等の表記は統一する。

【文の構成をはっきりさせる】

○手順のある内容は、番号をつけて箇条書きで記述する。

○大事な情報は、はじめにはっきりと書く。

○一文は一つの内容にする。内容が二つある場合は、二つの文章に分ける。

○話の展開は、時系列に沿う。

○接続詞はできるだけ使わない。

○主語は省かない。

【表記】

○横書きを基本とする

○一文は30字以内を目安にする。

○常とう語は、そのまま用いる。

○常とう語を除く単語には、小学校2～3年生までの漢字を使い、漢字にはルビをふる。

○アルファベット・カタカナにはルビをふる。

○なじみのない外来語はさける。

○漢数字は用いない。また時刻は24時間表記ではなく、午前、午後で表記する。

○はっきりとした見やすい字体（ゴシック体）を使う。

（テキストのリライトに関する要点のみ抜粋）（注10）

（注10）なお、このガイドラインではテキストのリライトのポイントの他に、レイアウトや伝達手段についても記載されています。引用元については（注6）を参照してください。

打浪文子（うちなみ・あやこ） 障害学

奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程単位取得満期退学（修士：学術）。

現在、淑徳大学短期大学部こども学科准教授、立命館大学衣笠総合研究機構生存学研究センター客員研究員。専門は、障害学・社会言語学・障害者福祉学・特別支援教育学など。

余録：「障害者のリアルに迫るゼミ」は東京大学で学生… 毎日新聞 2015年07月28日

「障害者のリアルに迫るゼミ」は東京大学で学生たちが自主的に企画運営するゼミの一つだ。障害者を教室に招いて議論する。美談に終わらせず、若い感性と知性で障害者のリアルに迫ろうという趣旨である▲筋萎縮性側索硬化症（ALS）の岡部宏生（おかべ・ひろき）さん（57）が招かれたのは6月末だった。人工呼吸器と経管栄養がなければ生きられない。唇とまぶたのわずかな動きで母音と子音を表し、それを介助者が読み取って伝える▲ALSは運動ニューロンが侵される難病で、発症後3～5年で自力呼吸ができなくなる場合が多い。24時間365日の介護が必要で多額の費用がかかり、家族の負担も重い。人工呼吸器を着けられずに亡くなる人が7割を占める▲岡部さん自身、何度も迷った。「本気で死のうと思ったこともありましたが、でも、その時は（すでに身体が動かなくなり）自分で死ぬこともできず、まさに、手遅れでした」。しかし、人工呼吸器を着けて明るく生きている先輩の患者を見て考えが変わったという▲現在、岡部さんは毎月半分以上は外出している。国際会議でシドニーへ飛び、札幌へ日帰りで行く。海外の人気ロックバンドと記念写真を撮り、「アイス・バケット・チャレンジ」という企画では氷水を頭からかぶった。次第に教室の空気が変わった▲「僕は生きる意味がよくわかりません。無目的に生きている僕らと岡部さんとどちらが幸せなのでしょう」。学生の質問に岡部さんは答えた。「身体の動かない不幸よりも、心の動かない不幸の方が私には耐えられません」。学生たちは黙って岡部さんを見つめていた。

「角打ち」で障害者自立支援促進＝北九州市

時事通信 2015年7月28日

「角打ち」が実施された自立支援ショップ「一丁目の元気」＝北九州市小倉北区

北九州市の名物とされる立ち飲み「角打ち」が、障害者が作った雑貨や食品を販売する自立支援ショップで実施された。気軽に参加できるお酒の席を生かして自立支援活動の広がりにつなげていくのが狙い。



「角打ち」は酒屋の店先などで立ち飲みをすることで、北九州市の工場労働者らが勤務後に立ち寄る憩いの場として発展。現在でも市内に150軒近くの酒屋が角打ちを行っており、「北九州独特の文化」として観光客の人気も上昇中だ。

北九州市小倉北区中心部にある障害者自立支援ショップ「一丁目の元気」は、普段から訪れる福祉関係者に加え、さまざまな業種の人や一般の市民も気軽に店を訪れ交流できる方法として「角打ち」の実施を決めた。7月中旬に3日間行った際には、連日約30人にぎわい、障害者施設で作られた総菜を頬張りながら、「名声超十方」など地元の銘酒を楽しむ盛り上がった。店舗を運営するNPO法人北九州小規模連では「お酒の席だからこそ、先入観なしに、障害者自身や一生懸命作った作品を見てもらいたい。自立支援活動に参画する人が増えるのも大歓迎だ」と期待。今後の開催も検討する。【もぎたて便】

障害者給付金詐取容疑で女2人逮捕、中核派か TBSニュース 2015年7月27日

障害者の就労訓練の給付金およそ16万円を不正に受給したとして、NPO法人職員の女2人が警視庁に逮捕されました。警視庁は、中核派の活動家とみて、金の使いみちなどを詳しく調べています。

詐欺の疑いで逮捕されたのは、東京・練馬区のNPO法人「オープンスペース街」の職員・赤羽則子容疑者（62）と水戸由紀子容疑者（60）の2人です。赤羽容疑者らは、おとし12月から去年6月にかけて、障害者に就労訓練を行った際に受け取ることができる給付金を練馬区に対し28日分増し請求し、およそ16万円をだまし取った疑いが持たれています。

取り調べに対し、赤羽容疑者らは黙秘していますが、警視庁は、中核派の活動家とみて、金の使いみちなどを詳しく調べています。

発達心理検査など65人分の情報紛失 大分市の臨床心理士【大分県】

西日本新聞 2015年07月28日

大分市教育委員会は27日、発達障害に関する心理検査を受けた市内の小中学生など65人分の個人情報が入ったUSBメモリーを市教育センターの臨床心理士（嘱託職員）が紛失したと発表した。今のところ情報の不正使用などは確認されていない。

市教委によると、メモリーには昨年4月から今月までに心理検査を受けた児童、生徒25人の分析結果のほか不登校などに関する22人分の学校からの相談などを記録。41人の氏名や年齢、データが特定できるという。

メモリーは臨床心理士の私物で18日に、筆箱に入れて帰宅。22日に紛失に気付いた。センターの規定では私物のUSBメモリーの保持を禁止し、情報はセンターで一括管理することになっている。市教委は今後、対象者に説明する。渋谷有郎市教育部長は「心からおわび申し上げる」と謝罪し、臨床心理士や関係者を処分する考えを示した。

責任能力最大の争点、周南5人殺害きょう判決 読売新聞 2015年07月28日

山口県周南市の連続殺人・放火事件で、殺人と非現住建造物等放火の罪に問われた無職保見光成被告（65）の裁判員裁判の判決が28日、山口地裁（大寄淳裁判長）で言い渡される。保見被告は、起訴後の精神鑑定で空想などをもとに疑念を膨らませる「妄想性障害」と診断され、障害が刑事責任能力に与えた影響が最大の争点となっている。検察側の死刑求刑に対し、弁護側は無罪を主張している。

起訴状などによると、保見被告は2013年7月21日夜から22日早朝にかけて、同市金峰の集落で住民5人を殺害し、住宅2棟に放火したとされる。

公判で検察側は「犯行は元々の人格に基づく判断で行われ、（障害の）影響は著しくない」と完全責任能力を主張。弁護側は「判断能力に重大な影響を受けていた」とし、責任能力は全くなかったか、限定的だと反論している。

事件が被告の犯行かどうか争われ、弁護側は「被害者の家へ行ったが、木の棒で足をたたいただけだ」としている。

教員の多数「調査対応や報告書作成が負担」 NHKニュース 2015年7月27日

文部科学省が教員の業務の実態を調べたところ、国が行う調査への対応や報告書の作成などの事務作業に負担を感じている教員が多いことが分かり、文部科学省は業務改善のためのガイドラインを作成し、教育委員会に通知しました。

この調査は文部科学省が初めて行ったもので、公立の小中学校の教職員9800人余りが

回答しました。

学校で行われている71の業務ごとに、どのくらい負担か尋ねたところ、「負担である」「どちらかと言えば負担である」と答えた教員の割合が最も多かったのは、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応で、小学校で87.6%、中学校で86.4%でした。

また、研修会の事前レポートや報告書の作成、保護者や地域からの要望・苦情への対応に負担を感じている教員がおよそ70%、通知表の作成や子どもを対象にしたアンケートの実施や集計が負担だと答えた教員は小中学校ともに60%を超えました。

平日に「持ち帰り仕事」をしている教職員は全体の42%を占め、平均1時間半から2時間近く、自宅で仕事をしていることも分かりました。

この結果を受けて文部科学省は、校務のICT化や事務職員との役割分担など業務改善のためのガイドラインを作成し、27日、各地の教育委員会に通知しました。

文部科学省の塩崎正晴参事官は、「教員が本来すべき業務を選別し、子どもと向き合う時間を確保できるよう改善を求めたい」と話しています。

困難抱える家族支援初めて明記 次期青少年プラン骨子案 栃木県青少年健全育成審議会

下野新聞 2015年7月28日

県は27日、県庁で県青少年健全育成審議会（委員長・大森玲子（おおもりれいこ）宇都宮大教育学部准教授）を開き、次期「とちぎ青少年プラン」（2016～20年度）の骨子案を示した。4期目となる新プランは初めて「困難を抱える青少年やその家族への支援の充実」を基本目標に掲げた。



基本目標は、現行プランでは(1)社会的に自立した青少年の育成(2)青少年を取り巻く環境の整備—の2項目だったが、新プランは3項目となった。

県人権・青少年男女参画課は、青少年を取り巻く現状としてひきこもりやニート、いじめ、発達障害など抱える困難が多様化しているほか、子どもの貧困や児童虐待、性犯罪被害など配慮が必要な支援も求められ

ていると判断。

こうした課題の解決には、子どもや若者だけでなくその家族を支援する必要があるとして、骨子案では困難な状況に応じたきめ細かな支援を行うことや、総合的な相談・支援体制の確立、居場所づくりなどを盛り込んだ。

パラリン競技、一緒に楽しもう 2020年向け体験会続々

朝日新聞 2015年7月27日

2020年東京パラリンピックに向けて障害者スポーツを多くの人に知ってもらおうと、選手と一緒に競技を体験できる場が広がっている。開催都市の東京都も今月末から「NO LIMITS CHALLENGE」（限界なき挑戦）と名付けたプロジェクトを始める。



千葉市で5月下旬にあった国内最高峰のジャパンパラ・ウィルチェアー（車いす）ラグビー競技大会。日本など4カ国の代表による試合が半分ほど終わったところで、日本代表の選手がコートに出てきた。「さあ、みなさんもおりてきて下さい」。観客に呼びかけ、体験会が始まった。

車いすラグビーの体験会で車いすをぶつけ合う参加者たちは5月、千葉市、小宮路勝撮影

観戦していた男女約50人が車いすに乗ってベルトをつけ、簡単な操作方法を教わる。まずは「鬼ごっこ」。器用に走り回る人もいれば、動けない人も。10メートルほど離れた場所から選手と衝突するタックル体験では、「ドーン」という衝撃で車輪が一瞬浮いた。

市内の会社員、三尾夏生さん(33)は「スピードも出るし小回りもきく。車いすラグビーはスポーツそのもの」と興奮気味だ。

体験会を開いたのは、公益財団法人「日本障がい者スポーツ協会」(東京)。これまでも競技団体やクラブチームなどが個別に開いていたが、統括組織として積極的に乗り出すことにした。「認知度アップには実際にやってみるのが一番」(井田朋宏・企画情報部長)と考えた。

体験できる競技は、いまは車いすラグビーと鈴入りのボールを目隠しをした選手たちが転がしてゴールを目指す「ゴールボール」だけだが、この春から小学校での体験会を始めた。車いすラグビーの山口貴久選手(33)は「試合を見に来る親子連れも増えてきた」と効果を実感する。

障害者スポーツの体験ツアーを企画した団体もある。さまざまなスタディツアーを企画運営する一般社団法人「リディラバ」(東京)は6月下旬にパラリンピックとは何かを考える有料ツアーを企画。6人が約7時間、車いすバスケットやテニス、ブラインドサッカーを学んだ。

ハーグ条約に基づき ネットで面会システム

NHKニュース 2015年7月28日



外務省は、国際結婚が破綻した際の子どもの扱いを定めた「ハーグ条約」に基づき、親子の面会を支援する取り組みの一環として、インターネットを利用し、パソコンなどの画面を通じて面会できるシステムを導入することになりました。

「ハーグ条約」は、国際結婚が破綻した際に、一方の親が国外に連れ出した子どもを、もう一方の親が引き渡すよう求めた場合に、元の国に戻す手続きなどを定めたものです。

外務省は、去年4月に条約が発効してから、親子の面会を支援する取り組みを進めてきましたが、面会したいという希望があっても、距離が遠すぎるとか、費用がかかりすぎるなどの理由から、面会を断念せざるをえないケースが相次いでいました。

このため外務省は、こうしたケースでも面会が実現できるよう、社会福祉の専門家など第三者の立ち会いの下、インターネットを利用し、パソコンやスマートフォンの画面を通じて面会できるシステムを導入し、ことし秋ごろから本格的に運用を始めることになりました。

外務省によりますと、条約の加盟国の中でも初めての試みだということで、面会による交流を促進することで、問題の速やかな解決を図りたいとしています。

これについて、菅官房長官は27日の記者会見で、「国境を越えた親子の面会が、より柔軟に円滑に行えることを期待している」と述べました。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

